

# **寝屋川市みんなのまち基本条例**

## **検証結果提言書**

令和4年11月

寝屋川市みんなのまち基本条例  
検証委員会



# 目 次

1 はじめに .....	1
2 検証の考え方 .....	2
3 条例の検証 .....	3
(1) 条文全般の検証 .....	3
(2) 前文の検証 .....	4
<b>第1章 総 則 .....</b>	<b>13</b>
(3) 第1条（目的）の検証 .....	13
(4) 第2条（定義）の検証 .....	13
(5) 第3条（基本理念）の検証 .....	16
<b>第2章 協 働 .....</b>	<b>17</b>
(6) 第4条（市民相互の協働）の検証 .....	17
(7) 第5条（市民と行政の協働）の検証 .....	18
(8) 第6条（安全・安心の向上）の検証 .....	18
(9) 第7条（透明性の確保等）の検証 .....	20
(10) 第8条（情報公開）の検証 .....	20
(11) 第9条（個人情報の保護）の検証 .....	21
(12) 第10条（市民活動の尊重等）の検証 .....	22
(13) 第11条（市民参画の推進）の検証 .....	22
<b>第3章 市 民 .....</b>	<b>23</b>
(14) 第12条（市民の役割及び責務）の検証 .....	23
<b>第4章 議 会 .....</b>	<b>25</b>
(15) 第13条（議会の役割）の検証 .....	25
(16) 第14条（議会の責務）の検証 .....	25
(17) 第15条（市議会議員の役割及び責務）の検証 .....	26

<b>第5章 行政</b> .....	27
(18) 第16条（市長の役割及び責務）の検証.....	27
(19) 第17条（行政の役割及び責務）の検証.....	27
(20) 第18条（職員の役割及び責務）の検証.....	28
(21) 第19条（市政運営）の検証.....	29
(22) 第20条（財政運営）の検証.....	29
(23) 第21条（行政評価）の検証.....	29
(24) 第22条（行政手続）の検証.....	30
(25) 第23条（法令遵守）の検証.....	31
(26) 第24条（国、他の自治体等との連携）の検証.....	31
<b>第6章 条例の実効性の確保等</b> .....	33
(27) 第25条（この条例の位置付け）の検証.....	33
(28) 第26条（住民投票制度）の検証.....	34
(29) 第27条（条例の検証）の検証.....	34
4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況 .....	36
5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿 .....	37
6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則 .....	38

## 1 はじめに

「寝屋川市みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）は、市民がまちづくりの主役であることを基本として、地域の力を結集し、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」していくために、市民検討委員会を始めとした多くの市民参画による検討が進められ、平成20年4月に施行されました。

条例の施行から概ね15年が経過し、この間、人口減少や少子高齢化の進行を始め、デジタル技術やグローバル化の進展といった社会情勢の変化に加え、本市は平成31年4月に中核市へと移行するなど、市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルや価値観を大きく変えることとなり、自治やまちづくりの在り方にも大きな影響を与えています。

こうした時代の変化等に適切に対応し、条例をより良いものにしていくため、第27条に「条例の検証」の項目を設けており、5年を超えない期間ごとに、条例の趣旨にのっとって検証を行うことを定めています。令和4年度は、前回平成29年度の検証から5年目となることから、検証委員会は7月に1回目の会議を開催して以降、全7回の会議を開催し、市民・議会・行政のそれぞれの立場から条例の検証を行い、議論を重ね、その結果を本提言書として取りまとめました。

検証委員会での議論を含め本提言書の内容が、「みんなが誇れる住みよいまち」の実現に役立てられることを期待するとともに、市民・議会・行政の協働によるまちづくりをより一層推進され、寝屋川市の更なる発展につながることを願います。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会

## 2 検証の考え方

みんなのまち基本条例の検証に当たっては、条例制定時の想いや過去の検証内容等を踏まえる中で、主に以下の4つの視点を基本として、各条文の内容や取組状況の確認など幅広く検証を行いました。

### (1) 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、国際情勢の変化と景気動向の不確実性、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会変革など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要がないか、といった視点で検証

### (2) 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われ、時代の変化とともに中身のない形だけのものになっていないか、といった視点で検証

### (3) 本市にふさわしいものであり続いているか

本市が過去から積み上げ、受け継いできた文化や歴史、地域同士のつながりなどを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要がないか、といった視点で検証

### (4) 基本条例としてふさわしい規定となっているか

本条例の原案は、公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることを十分に踏まえ、制定当時の想いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいものであるか、といった視点で検証

### 3 条例の検証

検証委員会では、条例の前文及び各条文の内容や現状について確認し、条例の見直しや逐条解説の充実等の必要性などについて検証を行いました。

以下、各委員からの主な意見を「見直した方が良い」「現行のとおりで良い」「その他」に大別して整理するとともに、最終的な検証委員会としての意見をまとめました。

#### (1) 条文全般の検証

##### ◆ 「こども」の視点について

###### **見直した方が良い**

国において、こども家庭庁やこども基本法の設置・運用が予定されており、また、少子高齢化の進行を踏まえ、本条例に「こども」に焦点を当てた条項を追加してはどうか。

###### <検証委員会としての意見>

本条例は自治基本条例であり、自治の基本的な理念等を総論として定めることが望ましいことから、現行のとおりで良いと考える。

##### ◆ 「財産管理」について

###### **見直した方が良い**

公共施設等の老朽化への対応など市有財産の持続可能性を高める取組が今後より重要となることに鑑み、本条例に「財産管理」の事項について追記してはどうか。

###### <検証委員会としての意見>

第 20 条「財政運営」に財産管理の事項も含まれると考えられるため、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ その他の意見

- 各条項の検証に当たっては、4つの視点を検証の基本としつつ、条例制定時の想いや過去2回の検証時の整理など、これまで積み上げてきた言葉、文章を十分に尊重して検証を行う必要があるのではないか。
- 前回検証（平成29年度）以降の平成31年4月に、本市は中核市へ移行しており、何が変わり、どういった効果があるかなど、各委員が情報を共有した上で、条例の検証を行う必要がある。

### (2) 前文の検証

#### 現行条文

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれるることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を發揮とともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

### ◆ 第1段落：記載順序について

**見直した方が良い**

寝屋川市の条例として、「淀川」と「寝屋川」の記載順序を入れ替え、「寝屋川」の記述を前に持ってきてはどうか。

**現行のとおりで良い**

文章上の流れ（主語が「寝屋川市」であり、直後に「寝屋川」が続くことを避けている）や川の大きさ等を踏まえたものと考えて良いのではないか。

#### <検証委員会としての意見>

文章の構成や川の大きさ等を踏まえたものであると考えられるため、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ 第3段落：「人口減少」について

**その他**

逐条解説3ページに「少子高齢化の進行に伴い・・・人口減少の局面に入っています。」とある。本市の人口減少の要因は、自然動態だけではなく、社会動態の影響も大きいことから、逐条解説の記述を追加してはどうか。

#### <検証委員会としての意見>

本市が人口減少局面に入った時期は、社会動態の減による影響が大きく、また、近年は自然動態の減による影響が大きくなっていることを踏まえ、社会動態及び自然動態の状況についての記述を追加するなど、逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

### ◆ 第3段落：「様々な課題」について

**現行のとおりで良い**

行政の検証報告書の意見1「様々な課題」の記述については、今後も課題は増えていくことを踏まえ、行政の検証結果どおり現行のとおりで良いのではないか。

#### <検証委員会としての意見>

今後も様々な課題が生じることに鑑み、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ 第3段落：地方分権に関する記述について

#### 見直した方が良い

- 「様々な課題に直面しています。また、地域分権の流れの中で」を「様々な課題に直面しており、地方分権の流れの中で」と文章をつなげることで、様々な課題を地域で協働して解決する趣旨を明確にしてはどうか。
- 地方分権については、国視点の言葉であり、市の姿勢としては「受け身」に捉えられる。「多様化、複雑化する地域課題に対して」や「地域共生社会の実現のために」など、課題や目的・目標を記載するように変更してはどうか。
- 市民に分かりやすく具体的な内容を記述してはどうか。
- 「地方分権」が何を目指して進めてきたのか、ということを記載してはどうか。

#### 現行のとおりで良い

- 後段に「地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」とあり、地方分権が今後進む中で、地域の協働がより必要となっていくことを表現したものではないか。
- 「地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」と単に記載すると、地域任せなのかという議論が生じることも踏まえ、前置きとして「また、地方分権の流れの中で、」と記載しているのではないか。
- 重視すべきは、「地域のことは地域で」「個性豊かで活力のある地域づくり」といった地方分権を行ってきた理念であり、条文は現行のとおりで良いのではないか。

#### <検証委員会としての意見>

「地方分権」は、国から地方への権限移譲から、各地域の特色をいかす地方創生を踏まえた取組へと進化を続けており、現在もなお、地方公共団体にとって極めて重要な取組である。

以上を踏まえ、条文は現行のとおりとした上で、「地方分権」の変遷や現下における取組等について、逐条解説に記載することが望ましいと考える。

### ◆ 第3段落：文末の表現について

**見直した方が良い**

「地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。」とあるが、「地域が協働して課題を解決することで実現していきます。」など期待や希望を表す表現に変更してはどうか。

#### <検証委員会としての意見>

協働による課題解決は極めて重要なことであるが、第3段落は「条例制定の背景」を記載していること等を考慮し、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ 第3段落・第4段落：主語について

**見直した方が良い**

- 前文における行政・議会の立ち位置を明確にするため、主語として「行政・議会」を加えてはどうか。
- 過去の検証委員会においても、前文の主語を明確に記載すべきとの議論があることから、主語として「私たち」を追記するなど、誤解を生まない表現にしてはどうか。

**現行のとおりで良い**

前文の主語は「私たち」を基本としており、あえて抽象度を高めた表現としているということであれば、現行のとおりで良いのではないか。

#### <検証委員会としての意見>

前文の規定の主体は基本的には「私たち」であるため、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ 第4段落：「協創」について

**見直した方が良い**

- 「「協創」しなければなりません」について、誰が聞いても分かるように、「共に創り上げていく」など分かりやすい表現としてはどうか。
- 逐条解説どおり「協働して創造する」としてはどうか。

## (2) 前文の検証

### 現行のとおりで良い

- 「協創」には、先人たちが条例を検討する中で、創り上げてきた言葉としての「重み」がある。
- 既存の枠組みでは解決できない問題が出てきていることを踏まえ、「協創」の文言は良いと思う。ただし、分かりづらいという意見を考慮し、括弧書きで説明を入れるなどしてはどうか。

### <検証委員会としての意見>

「協創」の2文字に込められた、条例制定時の想いを今後もしっかりと引き継ぎ、目指すまちを創り上げていくために、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説で制定当時の市民検討委員会の想いに触れることが望ましいと考える。

### ◆ 第4段落：文章の構成について

#### 見直した方が良い

「みんなが誇れる住みよいまちを「協創」する」と、後段の「次の世代へ引き継いでいく」が、「協創」したもの引き継いでいくという趣旨であれば、2つの文章を「そして」でつなないではどうか。

#### その他

「そして」でつなぐことが法令用語として適切かどうか、検討する必要がある。

### <検証委員会としての意見>

「地域の力を結集して、住みよいまちを「協創」すること」及び「豊かな文化風土を守り育て、これを誇りとするまちを次の世代に引き継ぐこと」の2つの文章は、みんなのまち寝屋川を実現するために等しく並行して進めていかなければならないことを記載しており、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説に文章上の関係性等について記載することが望ましいと考える。

## ◆ 第4段落：文末の表現について

**見直した方が良い**

前文が決意を述べるものであるならば、その語尾を「しなければなりません」ではなく、より希求的な「目指します」などの表現が適切ではないか。

### <検証委員会としての意見>

第4段落は、目指すべきまちづくりの前提となる「協創」の必要性を記載しており、条例制定の決意は第6段落（最終段落）において記載していることから、現行のとおりで良いと考える。

## ◆ 第5段落：文言の整理等について

**見直した方が良い**

「持続的な発展が可能な社会」の文言について、一般的に広く使用されている「持続可能な社会」と変更してはどうか。

**その他**

「広く世界に築かれることを望み」とあることから、逐条解説にその趣旨等を追記してはどうか。

### <検証委員会としての意見>

SDGsの考えが広く認知されるなど、「持続可能な社会」という文言が一般的に使用されていることを踏まえ、以下のとおり変更することが望ましいと考える。

また、条文の趣旨を踏まえ、逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

**【変更案】（前文第5段落）**

<変更前>

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展  
が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、（略）



<変更後>

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社  
会が広く世界に築かれることを望み、（略）

◆ 第5段落：「地域のつながり」について

見直した方が良い

第4段落の「地域の力を結集して」のように、理念条例にふさわしい表現として「地域のつながり」の文言を「地域の絆」としてはどうか。

現行のとおりで良い

「地域の絆」とすると、「地域内における人とのつながり」を意味するように捉えられる。本文は「地域」同士のつながりを指している文章ではないか。

その他

第六次総合計画において、地域の「きずなづくり」という表現を用いている。

<検証委員会としての意見>

第六次総合計画において、地域の「きずなづくり」という表現を用いており、「地域のつながり」を「地域の絆」とすることで文言の統一につながるもの、本文は「地域」同士のつながりを指す文章であることを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第5段落：「まちの姿」について

見直した方が良い

第5段落に記載している3つのまちの姿のうち、「環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち」は、読点の前後の文章がつながらないと感じるので、表現を整理してはどうか。

現行のとおりで良い

3つのまちの姿は、条例制定時に市民憲章等を参考に規定され、こうした表現となったのではないか。

<検証委員会としての意見>

目指すまちの姿については、市民憲章や各都市宣言の内容にのっとり、本市のまちの姿を記載したものであることから、現行のとおりで良いと考える。

## ◆ 第6段落：「市民福祉の向上」について

### 見直した方が良い

- 地方自治法の規定を踏まえ、「向上」ではなく「増進」としてはどうか。
- 市民に分かりやすい文言とするため、「市民自治の発展を目指し、」や「市民の幸せの向上を目指し、」などに変更してはどうか。
- 「市民福祉の向上」は削除しても良いのではないか。
- 逐条解説に「市民福祉」とは、「市民が等しく安定した生活環境やサービスを享受できる状態」とあり、これは行政の役割のように見える。市民同士の支え合いや多様性の尊重など、市民の役割を具体的に明記してはどうか。

### 現行のとおりで良い

- 「市民福祉の向上」を削除等すると、今後、取り組んでいかないと誤解を招くことになるのではないか。
- 法律上「福祉」は一般的に使われている。
- 「市民福祉」の大要は、「市民の幸せを増進する」ということに間違はない。しかしながら、特定の利益ではなく、公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことであり、「市民福祉」と表記することが適当ではないか。

### <検証委員会としての意見>

「市民福祉」の意義は、特定の利益ではなく公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことであり、場合によっては人々の権利が制限されることもあり得ることを考慮し、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

## ◆ 第6段落：「多様性」に関する記述の追記について

### 見直した方が良い

- 行政の検証報告書の意見2「多様性を認め合い」を追記することについて、社会情勢等を踏まえ、賛同する。
- 多様性理解については、社会全体で深めていくべきであり、「多様性を認め合い」を追記することに賛同する。
- 多様性を認め合うということが市民福祉の向上につながると考える。

### <検証委員会としての意見>

今後、多様性を尊重する社会の実現の重要性はより高くなることが見込まれること等を踏まえ、以下のとおり「多様性を認め合い」という文章を追記することが望ましいと考える。

#### 【変更案】（前文第6段落）

##### <変更前>

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を發揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、（略）



##### <変更後>

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、（略）

## ◆ その他の意見

第4段落の「豊かな文化風土を大切に守り育て」や、第5段落「恒久平和」などの記述に関し、市の対応や行動が伴っていかなければならぬ。

## 第1章 総 則

### (3) 第1条（目的）の検証

#### 現行条文

（目的）

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

#### <検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

### (4) 第2条（定義）の検証

#### 現行条文

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人々が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

◆ 第1号：市民について

見直した方が良い

市民の定義について、地方創生が進む現状を踏まえ、「関係人口」の考え方を追加してはどうか。

<検証委員会としての意見>

今後の状況の進展等を踏まえることとし、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第2号：議会について

見直した方が良い

議会の定義について、現行の「議決機関」ではなく、審議をした上で物事を決定するという「議事機関」とする考え方もある。

<検証委員会としての意見>

議会については、日本国憲法で定められた「議事機関」と、「議決機関」としての性格を明確にした地方自治法の規定があり、いずれも誤りではなく、制定時からの経緯を踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第3号：行政について

その他

逐条解説の記述について、条文上に文言がある「行政」及び「補助機関」に鍵括弧があるが、条文上に文言がない「執行機関」にも鍵括弧が付いており、内容を整理してはどうか。

<検証委員会としての意見>

より分かりやすい記述となるよう、逐条解説の記述を整理することが望ましいと考える。

### ◆ 第4号：公共の福祉について

**見直した方が良い**

公共の福祉の定義について、今後は「増進する」ばかりではなく、持続可能な状態を保つために後退させる場面もあり得ることから、「公共の福祉に関わるあらゆる取組」としてはどうか。

#### ＜検証委員会としての意見＞

将来にわたり、公共の福祉の「増進」を図っていく必要があることから、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ 第5号：市民活動について

**見直した方が良い**

市民活動の定義について、より具体的で分かりやすくするため、制定時の推進会議の意見にある「市民が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながり及びその活動」としてはどうか。

#### ＜検証委員会としての意見＞

制定時の考え方やこれまでの検証の経過等を踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ 第6号：参画について

**その他**

参画の定義に係る逐条解説の記述について、「政策等」の「等」の内容を追記してはどうか。

#### ＜検証委員会としての意見＞

より分かりやすい記述となるよう、逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

### ◆ 第7号：協働の定義について

見直した方が良い

協働の定義（第2条第7号）と、基本理念（第3条）の記述が重複しているのではないか。行政における一般的な定義を記載するという趣旨で「まちづくりに関わる様々な団体及び個人が相互に尊重し合い、対等な立場で協力し、活動すること」としてはどうか。

現行のとおりで良い

第2条第7号と第3条との記述の重複について、第2条第7号はあくまでも言葉の定義として当該文言の考え方を規定するものであり、第3条の基本理念とは異なるのではないか。

#### ＜検証委員会としての意見＞

第2条各号の定義は当該文言の考え方を規定するものであり、第3条の基本理念とは異なるものであることから、現行のとおりで良いと考える。

### ◆ その他の意見

定義については過去から議論されて定められたものであり、大きな変化がない中で見直すことには疑問がある。

#### (5) 第3条（基本理念）の検証

現行条文

（基本理念）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

### ◆ 市民検討委員会で議論された「熟議」について

その他

市民検討委員会『最終報告書』の基本理念における「熟議」の文言は極めて重要であり、文言の重みを踏まえ、行政は業務をどう改善していくことができるのか、常に考えて行動する必要がある。

#### ＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

## 第2章 協 働

### (6) 第4条（市民相互の協働）の検証

#### 現行条文

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

#### ◆ 第1項：「交流の場等」について

##### 見直した方が良い

「交流の場等」の記述について、デジタル化の進展等を踏まえ、例えば「交流の場とシステム」とするなど、より幅広い表現としてはどうか。

##### その他

「交流の場等」にはオンラインも含まれると考えられ、その旨を逐条解説に記載してはどうか。

#### <検証委員会としての意見>

条文は現行のとおりとした上で、今後デジタル化の進展も踏まえたオンラインによる交流の広がり等について、逐条解説に追記することが望ましいと考える。

#### ◆ 第2項：「協創」の追記について

##### 見直した方が良い

「自主的で自立的なまちづくり」の記述について、寝屋川市らしさを表現するために、前文にある「協創」の文言を追記してはどうか。

#### <検証委員会としての意見>

「協創」の法令用語としての成熟性等を考慮し、現行のとおりで良いと考える。

(7) 第5条（市民と行政の協働）の検証

現行条文

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

<検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

(8) 第6条（安全・安心の向上）の検証

現行条文

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るために、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

◆ 第1項・第2項：

「健康危機」及び「健康危機対応力」の文言の追記について

見直した方が良い

- 行政の検証報告書の検証結果3「健康危機」の追記について、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変化を踏まえ、本市は保健所を有する中核市であることも考慮し、同意できる。
- 「防災力、健康危機対応力、防犯力」を「危機対応（能）力」又は「危機管理能力」と1つにまとめるなど整理してはどうか。
- 「危機対応力」が文言として一般的であり、まとめてはどうか。
- 本条項の制定や改正等これまでの経緯を残すという意味からも、3つの力をまとめない方が良い。
- 「健康危機対応力」を追記する箇所としては、「防災力」と「防犯力」の間より、最後に持ってきた方が分かりやすいのではないか。

その他

- 文言の追記に当たっては、みんなのまち基本条例と他条例等の規定の整合性について確認が必要である。
- 逐条解説に記載されている「様々な危機、有事」について、現在の社会情勢を踏まえ、具体的な例示を追記してはどうか。

## &lt;検証委員会としての意見&gt;

保健所を有する中核市として、コロナ禍の現状や経験等を踏まえ、以下のとおり「健康危機」及び「健康危機対応力」の文言を追記するとともに、「健康危機対応力」については、逐条解説に文言の意味を追記することが望ましいと考える。

## 【変更案】（第6条第1項及び第2項）

## &lt;変更前&gt;

## (安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るために、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。



## &lt;変更後&gt;

## (安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るために、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

## ◆ 第6条各項について

## 見直した方が良い

第6条各項について、第1項は市民相互の協働を規定しているため第4条の第3項に、第2項は市民と行政の協働の趣旨を追記した上で、第5条の第3項に規定してはどうか。

## 現行のとおりで良い

第6条の規定は特に重要であるため別建てにしていると考えられ、現行のとおりで良いと考える。

## &lt;検証委員会としての意見&gt;

「安全・安心の向上」は極めて重要な規定であり、本条項追加時の検討の経緯等を考慮し、現行のとおりで良いと考える。

(9) 第7条（透明性の確保等）の検証／(10) 第8条（情報公開）の検証

(9) 第7条（透明性の確保等）の検証

現行条文

(透明性の確保等)

- 第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。
- 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。
- 3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

◆ 第1項：情報発信等について

**見直した方が良い**

- 積極的な情報発信は、行政・議会に求められる姿勢であり、行政の検証報告書の意見4のとおり、第1項を「行政は、必要な情報を市民に分かりやすく、かつ、積極的に発信し、透明性を確保しなければならない。」に変更してはどうか。
- 逐条解説13ページ「情報には、・・・市民が持っている情報もあります。地域課題の解決に向けて、それぞれが持っている情報を互いに共有し、・・・」とあり、これに適した条文となるよう、「市民は、地域情報の相互共有に努めるものとする。」と追記してはどうか。

**現行のとおりで良い**

情報共有と情報発信は異なる。意見4には「必要な情報を・・・発信し」とあるが、「必要な」という言葉が入ると、情報を選ばざるを得なくなる。「情報を共有して」の文言が適當ではないか。

<検証委員会としての意見>

行政の検証経過等を踏まえ、現行のとおりで良いとした上で、逐条解説において、「積極的な情報発信」の趣旨を追記することが望ましいと考える。

(10) 第8条（情報公開）の検証

現行条文

(情報公開)

- 第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

<検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

## (11) 第9条（個人情報の保護）の検証

現行条文

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

**◆ 改正個人情報保護法への対応について****見直した方が良い**

- 個人情報の保護に関する法律の一部改正により、社会のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが同法で規定されたことを踏まえ、条文の見直しが必要ではないか。
- 事務局の改正案には「個人情報の有用性にも配慮しつつ」とあるが、法改正に沿った条文としてはどうか。

## &lt;検証委員会としての意見&gt;

個人情報保護法制の一元化に伴い、本市の個人情報保護制度は、個人情報の保護に関する法律にのっとった運用となるため、その内容を踏まえ、以下のとおり条文を見直すことが望ましいと考える。

なお、個人情報保護の観点から議論があったが、法改正に沿った条文とすることにした。

**【変更案】（第9条）**

## &lt;変更前&gt;

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。



## &lt;変更後&gt;

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(12) 第10条（市民活動の尊重等）の検証

現行条文

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

**◆ 第7条から第10条までが第2章協働に規定されていることについて**

**見直した方が良い**

第7条から第10条までが、第2章協働に規定されていることに違和感がある。新たな章として規定した方が分かりやすい構成となるのではないか。

**現行のとおりで良い**

第7条から第9条までは協働と関連性のある事項が書かれており、第2章の規定で良いと考える。

**<検証委員会としての意見>**

いずれの条文も、協働を行う上で、行政が基本的に備えなければならない内容を規定するものであることから、現行のとおりで良いと考える。

(13) 第11条（市民参画の推進）の検証

現行条文

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

**◆ 市民参画の機会の確保、充実について**

**その他**

市民の市政運営への参画の機会を確保し、機会の充実を図ることが本来の目的であり、政策立案に当たって市民に意見を聴く機会などの取組について、逐条解説の内容を充実させてはどうか。

**<検証委員会としての意見>**

「審議会等への参画」に係る記述など、市民参画に係る逐条解説の内容を充実させることが望ましいと考える。

### 第3章 市民

#### (14) 第12条（市民の役割及び責務）の検証

##### 現行条文

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

##### ◆ 見出し：「権利」の追記について

###### 見直した方が良い

- 協働がテーマの本条例において、市民の参画権を規定した本条項は、基本理念を規定した第3条と並んで重要と考える。見出しを「市民の権利等」又は「市民の権利及び役割」としてはどうか。
- 市民が率先してまちづくりに参画するという趣旨を踏まえると、より前向きな表現として「権利」の方が望ましいのではないか。
- 権利は重要な言葉であり、条文の趣旨として、第1項は権利、第2項は役割等を表現している。また、市民がまちづくりに参画するという役割を「権利」と表現しているのであれば、見出しは「市民の権利及び役割等」の方が良いのではないか。
- 「役割」という言葉には、市民にまちづくりへの参加を強要する印象がある。逐条解説にあるように「市民の市政への参画は、自発的で自由な意思に基づく」のであれば、「権利」の方が見出しにはふさわしいと考える。

###### 現行のとおりで良い

- 市民、議会及び行政が平等な立場で協働に取り組むという制定時の考え及び本条例の趣旨を踏まえると、現行のとおりで良いのではないか。
- 条文の検証における4つの視点を踏まえると、見出しを変更する必要はなく、現行のとおりで良いと考える。
- 第12条に関連する第15条から第18条までが「役割及び責務」という見出しで統一されており、条例全体のバランスを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

- まちづくりの主役は市民であることを前提とすると、その側面には役割と責務を伴うものであることから、現行のとおりで良いと考える。
- 市民がまちづくりに参画する権利を自覚することは大切であるが、見出しを「権利」とすると、仰々しく感じる。市民は、まちづくりのために市民活動等の役割を担っていることから、「役割」が身近に感じる。

#### <検証委員会としての意見>

制定時の経緯や他の条項との整合性等を考慮し、現行のとおりで良いと考える。

#### ◆ 第2項：「市民活動の役割」について

##### 見直した方が良い

住民自治の理念が市民活動に含まれていることを踏まえ、「まちづくりの主役として市民活動の役割を認識し、」と追記してはどうか。

##### その他

- 市民が主役である趣旨は理解したが、本条例の中にその表現が少ないと感じる。
- 「市民活動の役割」について、逐条解説18ページでは「重要な役割」などの記述にとどまっているが、具体的にどのような役割を果たしているかなどを記載してはどうか。

#### <検証委員会としての意見>

「市民がまちづくりの主役であること」は、本条例の前文及び第3条に規定されており、条例全体としてうたっていることから、条文は現行のとおりとした上で、市民活動が果たす具体的な役割について、逐条解説に追記することが望ましいと考える。

## 第4章 議会

### (15) 第13条（議会の役割）の検証

#### 現行条文

（議会の役割）

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

#### <検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

### (16) 第14条（議会の責務）の検証

#### 現行条文

（議会の責務）

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

#### <検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

(17) 第15条（市議会議員の役割及び責務）の検証

現行条文

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

◆ 市議会議員の法令遵守等について

その他

- 近年、全国的に議員の不祥事等が起きていることから、逐条解説に、市議会議員の法令遵守や政治倫理について追記してはどうか。
- 本条例は、“みんなのまち”寝屋川をつくる決意を述べるものであり、市議会議員の法令遵守や政治倫理について記載することは、趣旨が異なるのではないか。

<検証委員会としての意見>

本条例の趣旨等を踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

## 第5章 行政

### (18) 第16条（市長の役割及び責務）の検証

#### 現行条文

（市長の役割及び責務）

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

#### <検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

### (19) 第17条（行政の役割及び責務）の検証

#### 現行条文

（行政の役割及び責務）

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

#### ◆ 第2項：「効率的で機能的な組織」について

##### 見直した方が良い

平成29年度の検証で「「効率的で機能的な組織」に組織間の連携・協力に関する事項は含まれると考えられる」との議論があるが、文章中に「組織横断的な調整を図り、」と追記してはどうか。

#### <検証委員会としての意見>

国や地方行政において各組織間の連携や協力が従前から行われている中で、「効率的で機能的な組織」と表現してきた経緯等を踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

(20) 第18条（職員の役割及び責務）の検証

現行条文

（職員の役割及び責務）

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を發揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

◆ 第2項：「効率的」の記述について

見直した方が良い

制定時における市職員数の抑制や行財政改革を背景に規定したものであり、現在は成果をも重視すべきであることから、「効果的」の文言を追記してはどうか。

<検証委員会としての意見>

第17条第1項に「効果的」と規定されているとおり、行政組織として「効果」を出していくという趣旨であり、第18条第2項はそれを具現化するために職員には効率性が求められているという規定であるため、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第3項：「自己研鑽」について

その他

「知識の習得、技能の向上」について、今後の職務内容は、単純作業がAIに置き換わり、また、中核市においては政策法務が重視されることなど、逐条解説の内容の充実が必要ではないか。

<検証委員会としての意見>

デジタル技術を活用した職務遂行など、時代背景に応じた記述となるよう逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

- (21) 第19条（市政運営）の検証／(22) 第20条（財政運営）の検証  
(23) 第21条（行政評価）の検証

(21) 第19条（市政運営）の検証

現行条文

(市政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

<検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

(22) 第20条（財政運営）の検証

現行条文

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならぬ。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

<検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

(23) 第21条（行政評価）の検証

現行条文

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

◆ 「市民サービス」について

**見直した方が良い**

- 行政としての目的は市民満足度の向上であるため、「市民サービス」を「市民満足度」に変更してはどうか。
- 現行の規定では効果を重視していないように見える。「市民満足度（の向上）」を追記することで、より上を目指すという趣旨が明確になるのではないか。

**現行のとおりで良い**

- 「市民満足度」を測ることが困難な業務も多くある。
- 「市民満足度」とするとそれを測る別の取組が必要になる。  
また、本条項は、市民サービスの向上という目的だけでなく、どのように市民福祉が向上したかを検証する規定となっている。
- 「市民満足度」は大事だが、法令用語としての適切さについて整理が必要である。「評価結果」として満足度を示すことで良いのではないか。

<検証委員会としての意見>

行政評価として「市民満足度」を明確に把握できない場合があることや、法令用語としての適切性等を考慮し、現行のとおりで良いと考える。

(24) 第22条（行政手続）の検証

**現行条文**

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

<検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

(25) 第23条（法令遵守）の検証

現行条文

（法令遵守）

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならぬ。

◆ 職員の法令順守義務について

その他

逐条解説に職員の法令遵守義務が記載されているが、市議会議員、市長及び職員の各条項に「公正かつ誠実」な職務遂行について規定されているので、不要ではないか。

<検証委員会としての意見>

他の条項との整合性等を考慮しつつ、逐条解説の記述を整理することが望ましいと考える。

(26) 第24条（国、他の自治体等との連携）の検証

現行条文

（国、他の自治体等との連携）

第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

◆ 「連携」の相手方について

見直した方が良い

- 本市が多くの民間企業と包括又は個別に連携していることは誇ることで強調すべきことであることから、「民間企業」を追記してはどうか。
- 協働の趣旨や自助、共助の必要性に鑑み、「民間企業」等を追記することで、民間企業との包括又は個別の連携をより深めていく旨を記載してはどうか。
- 「国、他の自治体その他関係機関」とすることで、広く連携が求められる社会情勢に適合するのではないか。

**現行のとおりで良い**

- 「民間企業」のみを特定して追記することには疑問がある。条文に記載せずとも、逐条解説に追記してはどうか。
- 第5章は「行政」の章であり、国や他の自治体を連携先の基本としているものであり、民間企業等との連携については第2章「協働」の章で規定してある、と整理できるのではないか。

**<検証委員会としての意見>**

国や他の自治体との連携のみならず、民間企業を含めた様々な団体等との連携の重要性はより高まっているが、公益性や公平性、公正性などの観点から、「民間企業」のみを記述することは適当ではなく、また、第2章「協働」の章において、市民（事業者等を含む）と行政の連携について規定していることを踏まえ、条文は現行のとおりで良いと考える。

**◆ 主体的な判断・対応について**

**見直した方が良い**

逐条解説に記載されている「国の見解や解釈に頼らず、主体的に判断していかなければなりません」という前提が、条文からは読み取れないため、丁寧に記載してはどうか。

**<検証委員会としての意見>**

本条例は地方分権一括法の施行後に制定されており、地方の自主的・主体的な判断・対応を基本とした上で、本規定が設けられていることを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

## 第6章 条例の実効性の確保等

### (27) 第25条（この条例の位置付け）の検証

#### 現行条文

（この条例の位置付け）

第25条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

#### ◆ 本条例の最高規範性等について

##### 見直した方が良い

本条例が他の条例制定・改廃などの際に最も尊重すべき条例であることの証になるよう、「尊重しなければならない」の前に「最大限に」と追記してはどうか。

##### 現行のとおりで良い

- 条例の最高規範性という位置付けをいかに表現するかというこれまでの検証の中で、文末を「しなければならない」とした経過がある。したがって、「最大限に」と更に追記することについては、慎重に考えた方がよいのではないか。
- 本条例が最高規範性を有していることについては、過去の議論等において確認されており、条文については現行のとおりで良いと考える。

#### <検証委員会としての意見>

現行の規定においても、他の条例案の検討に当たっては本条例を尊重し、整合を図ることとしていることから、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

#### ◆ その他の意見

- 本条例の内容を市民に積極的に周知する取組が必要である。
- 日常生活で本条例を見知る機会が少なく感じる。
- 情報の発信については、受け手にどう見てもらうか、伝えるかが大事であり、伝え方の創意工夫が必要である。

## (28) 第26条（住民投票制度）の検証／(29) 第27条（条例の検証）の検証

### (28) 第26条（住民投票制度）の検証

#### 現行条文

（住民投票制度）

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

#### <検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、現行のとおりで良いと考える。

### (29) 第27条（条例の検証）の検証

#### 現行条文

（条例の検証）

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

#### ◆ 検証期間について

##### 見直した方が良い

デジタル化・グローバル化の進展、あるいはコロナ禍を意識しているのであれば、もっと早く、例えば3年で検証するなどしてもよいのではないか。

##### 現行のとおりで良い

「5年を超えない期間」について、予算や計画行政といった観点を踏まえると、一定、妥当な期間であると考える。

#### <検証委員会としての意見>

条例検証の期間（5年を超えない期間）については、現状においては一定妥当であると判断されることから、現行のとおりで良いと考える。

## ◆ 検証の形骸化について

### その他

- 行政の検証報告書の検証結果7に記載されている「検証の形骸化」を防ぐために、逐条解説において、「検証の形骸化を防ぐ手立てを講じなければならない」など記載すべきである。
- 検証の形骸化については懸念されるところであり、次回の検証時には、本条例の実効性確保に関わる資料の提示などを検討してはどうか。
- 行政における条例の検証時期を早めるなど、検証の在り方について検討が必要ではないか。

### <検証委員会としての意見>

今後の検証が形骸化することのないよう、検証方法の工夫が必要であること等について、逐条解説の内容を充実することが望ましいと考える。

## ◆ その他の意見

- 条例の検証・見直し後の市民への周知はどのように行うのか。また、市の施策を周知する際、本条例の抜粋や引用など、関連性を示すことはあるのか。いずれにしても、本条例の積極的な周知が必要ではないか。
- 周知に当たっては、広報誌はもちろん、アプリ・SNSと組み合せた手法など、より積極的かつ市民に分かりやすい周知方法について検討する必要があるのではないか。

#### 4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況

	日 程 ・ 場 所	会 議 内 容
第 1 回	令和 4 年 7 月 14 日 (木) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○委員長及び副委員長の選出 ○会議公開の可否 ○寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法
第 2 回	令和 4 年 8 月 4 日 (木) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○第 1 回委員会を踏まえた確認事項 ・スケジュール ・近年の主な社会変化・課題の整理 ○条文の検証 (前文から)
第 3 回	令和 4 年 8 月 12 日 (金) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○第 2 回委員会における検証内容 ○条例の検証 (第 1 条から)
第 4 回	令和 4 年 8 月 18 日 (木) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○第 3 回委員会における検証内容 ○条例の検証 (第 11 条から)
第 5 回	令和 4 年 8 月 25 日 (木) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○第 4 回委員会における検証内容 ○条例の検証 (第 25 条から) ○これまでの振り返り (「引き続き検討」事項の検討等)
第 6 回	令和 4 年 9 月 22 日 (木) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○第 5 回委員会における検証内容 ○寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書 (案) の確認 (これまでの振り返り)
第 7 回	令和 4 年 10 月 20 日 (木) 市役所議会棟 4 階第一委員会室	○寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書 (案) の確認

## 5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所 属 等	区 分	備 考
1	新川 達郎	同志社大学 名誉教授	第1号委員 学識経験者	委員長
2	上野山 裕士	摂南大学学長付 講師	第1号委員 学識経験者	副委員長
3	板東 敬治	ねやがわ未来議員団	第2号委員 寝屋川市議会議員	
4	村上 順一	公明党市会議員団	第2号委員 寝屋川市議会議員	
5	福田 篤志	大阪維新の会議員団	第2号委員 寝屋川市議会議員	
6	辻 延江	公募	第3号委員 公募による市民	
7	水野 昌代	公募	第3号委員 公募による市民	
8	邑川 圭子	公募	第3号委員 公募による市民	
9	杉本 達也	理事（経営企画部・総務部担当、 市民サービス・働き方改革担当） 兼経営企画部長兼市長室長	第4号委員 寝屋川市職員	
10	木場 富士夫	総務部長	第4号委員 寝屋川市職員	
11	三宅 章介	市民活動部長兼市民活動振興室長 社会教育部部長（文化スポーツ室 担当）	第4号委員 寝屋川市職員	

計 11人

## 6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則

平成 29 年 4 月 1 日

規則第 22 号

改正 令和元年 9 月 17 日 規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 寝屋川市議会議員
- (3) 公募による市民
- (4) 寝屋川市職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委員となった日の属する年度の末日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めることは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めることは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画部企画一課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和元年規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月17日から施行する。